

令和2年3月10日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ推進特別委員会資料

- 1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて…… 1
- 2 障がい及び障がい者の理解促進について…………… 5
- 3 インクルーシブ教育の推進について…………… 7

1 とともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

とともに生きる社会かながわ憲章（以下、「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和元年度の取組み及び2年度の取組みの方向性について報告する。

(1) 令和元年度の取組み

ア とともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

令和元年7月22日から28日までの「とともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行った。

(ア) 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにするため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施

(イ) とともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、タウン誌、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施

イ 「みんなあつまれ」の実施

障がいのあるなしに関わらず、パラスポーツやアートなど、同じ体験を共有し、ともに楽しむことを通じて、「とともに生きる社会」を自分の身近に考えることを目指すイベント「みんなあつまれ」を、地域のイベントと連携して県内6か所で開催した。

イベント名	開催日	会場（住所）
みんなあつまれ inツナガリウォーク	4月27日（土）	山下公園（横浜市中区）
みんなあつまれ in大和市民まつり	5月11日（土）、 12日（日）	引地台公園（大和市）
みんなあつまれ in大船まつり	5月19日（日）	J R大船駅東口周辺（鎌倉市）
みんなあつまれ in多摩ふれあいまつり	6月16日（日）	多摩区総合庁舎（川崎市多摩区）
みんなあつまれ in藤沢市民まつり	9月28日（土）、 29日（日）	藤沢駅周辺（藤沢市）
みんなあつまれ inアシガラマルシェ	10月12日（土） ※台風のため中止	未病バレー・ビオトピア（大井町）
みんなあつまれ inおチホッ ouchiミュージックフェスティバル	10月20日（日）	日本大通り（横浜市中区）

ウ 共生社会実現フォーラムの開催

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動する社会を考えるフォーラムを開催した。

日 時 令和元年12月15日（日）

場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場ほか

内 容 金澤翔子氏の席上揮毫・作品展、プレゼンテーション、公開トーク、参加型ワークショップ、学生による活動報告、障害福祉サービス事業所の出展、福祉機器等の展示、表彰式など

エ 市町村、団体等との連携

市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 市町村や団体等が主催するイベントとの連携
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載

オ 県教育委員会との連携

県教育委員会との連携を強化し、子どもたちへの憲章の普及を図った。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」をとおして憲章の理念の理解を促進
- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞に、「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を新設
- ・ 憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の実施

カ 企業・団体との連携

企業・団体と連携し、従業員などへの憲章の普及を図った。

- ・ 従業員向け研修などを実施
- ・ 障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をポータルサイトで発信し、コーディネーターと連携し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を実施

キ 大学との連携

大学と連携し、学生などへの憲章の普及を図った。

- ・ 大学の授業などにおいて、憲章の講義を実施
- ・ 憲章の理念に共感した学生とのワークショップを実施し、若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報を発信

ク 憲章のさらなる普及（令和元年度6月補正予算関係）

従来の取り組みだけでは届きにくかった若年層を主要なターゲットとして、憲章の理念である「いのちの大切さ」「その人らしさ」「支え合い」というメッセージが直感的に伝わるよう、「リスペクトでつながろう」をコンセプトに10月から新たなプロジェクトを展開している。

- ・ 新ロゴデザインの決定、ポスターの製作
- ・ 動画の公開、SNSキャンペーンの実施

(2) 令和2年度の取組み

ア 取組みの方向性

県民ニーズ調査結果（憲章認知率15.7%）をふまえ、市町村、団体、教育、企業や大学と連携した取組みを着実に進めるとともに、金澤翔子氏の題字や新ロゴデザインの活用などターゲットに応じた、より効果的な広報を展開することにより、憲章の理念をより多くの県民に普及し、憲章の認知率の向上を図る。

イ 拡充する主な取組み

(ア) みんなあつまれの実施

多くの県民が憲章の理念に繰り返し触れ、「ともに生きる」を考えるきっかけとなるよう、令和元年度しっかり連携できた地域イベントを中心に、令和2年度も引き続き連携し、県内各地で広がりや継続性のある展開とする。

加えて、若年層など、より幅広い世代が訪れるイベントや企業による出展があるイベントといった、多様なイベントとも連携し、新たな層へのさらなる憲章の普及に努める。

さらに、令和2年度開催されるオリパラに向けて、関連イベントと積極的に連携し、これを契機としてこれまで以上に憲章の普及を図る。

(イ) 県教育委員会との連携

「いのちの授業」の実施や、出前講座の活用など、令和2年度も県教育委員会には全校での取組みを依頼し、子どもたちへの憲章の普及を図る。

さらに、憲章の理念や「心のバリアフリー」を学べるよう、教材等を活用して取り組む。

(ウ) 若年層を主要なターゲットとした憲章の普及

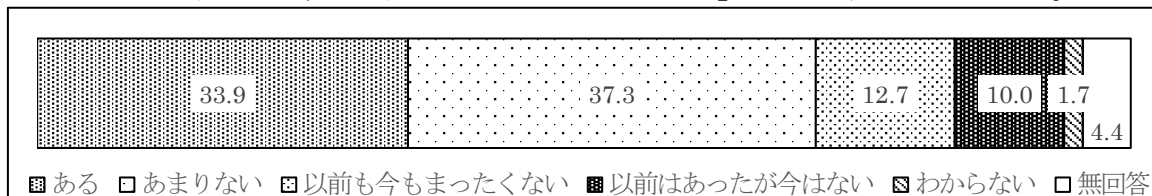
10月から展開している新たなプロジェクトについては、引き続き、SNSでの発信、ポスター掲示に加えて市町村、企業や大学等とも連携した取組みを行い、若年層を含む多くの県民を対象に憲章のさらなる普及を図る。

2 障がい及び障がい者の理解促進について

(1) 県民の障がい及び障がい者の理解に関する状況

(令和元年度「県民ニーズ調査」)

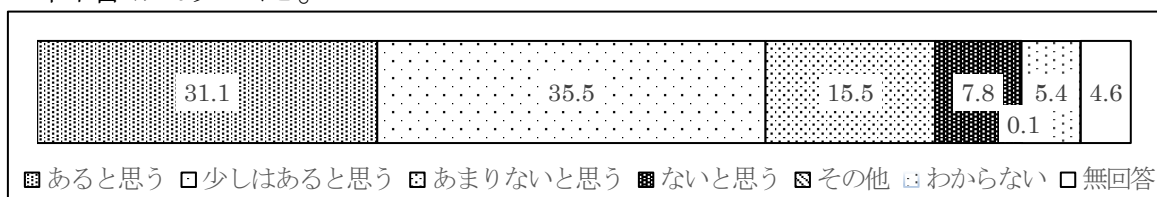
「あなたは、身近で障がい者と接する機会がありますか。」との問いに対して、3割強の方が「ある」と回答している。



「あなたは、5年前と比べて、障がい者に配慮した行動をとる人が増えたと思いますか。」との問いに対しては、「かなり増えたと思う。」、「ある程度増えたと思う。」を合わせて、約4割の回答があった。



一方で、「あなたは、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。」との問いに対しては、「あると思う。」、「少しはあると思う。」を合わせて、6割強の回答があった。



また、見た目で分かりにくい内部障がい者等に対して、配慮が必要なことを示すヘルプマークを、「あなたは知っていますか。」との問いに対しては、「知っている。」と回答した方が3割強であった。



(2) 主な取り組み

ア 障害者理解促進コーディネート事業

公共交通機関や宿泊施設、百貨店、金融機関など、障がい者が利用する企業等における障がい者への理解を促進し、障がい者の社会参加を進めるため、企業等に対して障がい者への配慮などに関する研修の実施を働きかけるとともに、実施に向けた相談に対応し、障がい当事者等の講師の紹介や派遣を実施している。

<実績>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
働きかけを実施した企業数	518 か所	646 か所	976 か所	2,126 か所	1,148 か所	1,020 か所
研修実施回数	40 回	36 回	35 回	16 回	7 回	27 回
受講者数 (延べ)	740 人	735 人	739 人	251 人	160 人	740 人

イ 心のバリアフリー推進員養成研修事業

企業等において障がい者に対する取り組みの中心的な役割を担う人を「心のバリアフリー推進員」として養成するための研修を実施している。研修修了者に対しては、各企業等において障がい者への理解に関する研修の実施を働きかけるとともに、実施に向けた相談に対応している。

<実績>

	平成29年度	平成30年度
心のバリアフリー養成研修修了者	52 人	70 人
心のバリアフリー養成研修企業数	34 社	35 社

ウ ヘルプマーク

内部障がい者等外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が考案した「ヘルプマーク」を作成し、市町村を通じて配布している。

また、交通事業者や市町村に協力を依頼し、ヘルプマークの趣旨についての普及啓発を行っている。

<実績>

配布数（令和元年12月末現在）	約 66,500 個
-----------------	------------

3 インクルーシブ教育の推進について

(1) 義務教育段階の取組み

ア 平成30年度までの取組み

○ 「みんなの教室」モデル事業

(ア) 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組み。

(イ) ねらい

- ・ 通常の学級に在籍する支援の必要な子どもが、必要な時に適切な指導を受けられるようにすることで、教育的ニーズに一層対応しやすくする。
- ・ 特別支援学級に在籍する子どもが、これまで以上に通常の学級で学ぶ機会を増やす。
- ・ 子どもたちがかかわり合う機会を増やし、相互に理解し合いながら、集団に適応する力を一層育む。

(ウ) モデル校（7校）

推進地域	モデル校（平成30年度学級数）	実施年度
茅ヶ崎市	第一中学校（21学級）	平成27～30年度
寒川町	南小学校（20学級）	平成28～30年度
厚木市	毛利台小学校（23学級）	平成28～30年度
	玉川中学校（14学級）	平成28～30年度
南足柄市	福沢小学校（16学級）	平成28～30年度
	向田小学校（17学級）	平成28～30年度
	足柄台中学校（14学級）	平成28～30年度

(エ) 取組みの成果

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有・支援策の検討などが組織的に行われ、子どもへの指導・支援に関する教職員間の共通理解が図られた。
- ・ 交流及び共同学習など、共に学び共に育つ取組みが日常的に行われ、子ども同士の自然なかかわり合いや学び合いが生まれ、子どもの中に「みんなが学級の仲間」という意識が浸透してきた。
- ・ 多様な子どもが共に学ぶ機会が増えたことから、学習の内容・方法・環境の工夫改善等、誰にでもわかりやすい授業づくりの取組みが行われ、わかる喜びや達成感を味わい、自信をつけている子どもの姿が見られた。

(オ) 課題

- 特に小学校では、教育相談コーディネーターに指名された教員が授業や学級担任を併せて受け持っており、コーディネート業務に当たる時間の確保が必要であることが分かった。

イ 令和元年度からの取組み

○ インクルーシブ教育校内支援体制整備事業

(ア) 仕組み

特に教育相談コーディネーターが学級担任等を兼務している現状にある小学校に、後補充非常勤講師を配置し、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネート業務に当たる時間を確保し、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することにより、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図る。

(イ) ねらい

- すべての子どもができるだけ共に学び共に育ちながら、必要に応じて適切な指導・支援を受けられる校内支援体制を整備する。
- すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学び共に育つための授業づくり及び学級づくりを行う。
- すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者と協働する力を育む。

(ウ) 令和元年度指定校（15校）

No.	地域	市町村名	指定校名
1		横須賀市	公郷小学校
2	湘南三浦	鎌倉市	深沢小学校
3		藤沢市	鵜南小学校
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校
5	県央	大和市	柳橋小学校
6		海老名市	杉本小学校
7		座間市	相模が丘小学校
8		綾瀬市	綾瀬小学校
9	中	平塚市	勝原小学校
10		秦野市	西小学校
11		伊勢原市	比々多小学校
12	県西	小田原市	富水小学校
13		大井町	上大井小学校
14		箱根町	湯本小学校
15		湯河原町	湯河原小学校

(エ) 取組みの成果

- ・ 後補充非常勤講師が配置されたことにより、教育相談コーディネーター（教員）がコーディネート業務を行う時間を確保できるようになり、校内の情報共有がスムーズにできるようになった。その結果、教員が悩みをコーディネーターに相談したり、ケース会議を開きやすくなったり、若手教員や学級担任が問題を一人で抱え込まないですむ雰囲気を作られつつある。（支援体制）
- ・ 教員同士の情報交換が密になったことで、授業づくり、学級づくりについても工夫改善が図られている。（共に学ぶ環境づくり）
- ・ 特別支援学級と通常の学級の児童間の交流が増えるとともに、児童が相互に自然にかかわり合ったり、助け合ったりする姿が増え、学校全体が温かな雰囲気になっている。（相互理解の深まり）

(オ) 課題

学校によっては、インクルーシブ教育の理念についての共有が教職員間で不十分だったり、意識の差があったりして、課題のある児童への対応がすぐに個別支援になる場合もあり、学校全体の組織づくりや意識改革をさらに進めていく必要がある。

(カ) 令和2年度の取組み（予定）

15市町、小学校15校

→ 30市町村（政令市を除く）、小学校30校

（予算額 94,680千円）

ウ 全県への普及

(ア) 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催

各指定校の取組みの成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行う。

(イ) 各種会議・研修会での周知

全県指導主事会議、小・中学校教職員対象の教育研究会等で、指定校の取組み等に係る情報提供及び協議等を行う。

(ウ) 市町村教育委員会への働きかけ

「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」の地域連絡部会に出席を依頼し、インクルーシブな学校づくりのポイント等を伝え、取組みの促進を図る。

(2) 高等学校段階の取組み

ア インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、次のことに取り組んだ。障がいのある生徒もない生徒も、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性の受容力・社会性・思いやりの心を育む。

(ア) 平成27年1月

「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

(イ) 平成28年4月

「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。

(ウ) 平成30年10月

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

※インクルーシブ教育実践推進校（14校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
伊勢原高等学校	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
足柄高等学校 *	開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

* パイロット校

イ 各パイロット校における校内体制の整備等

(ア) 生徒支援体制の整備

<指導体制>

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、少人数指導、個別対応指導等が可能となる体制の整備を行い、一人ひとりの状況に応じた指導に取り組んでいる。

<キャリア教育>

生徒が進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようにするための指導体制の整備を行い、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導に取り組んでいる。

(イ) 施設・設備の整備

<リソースルーム等の整備>

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する充実した支援に取り組んでいる。

ウ インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組み

(ア) 入学者選抜

<平成29年度及び平成30年度>

「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。知的障がいのある生徒を1学年あたり21名募集し、3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学した。

<令和元年度>

茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計32名が入学した。

足柄高校では、連携する中学校の数が少なく、志願者が増えにくいという状況があり、南足柄市と足柄上郡を対象に行っていた連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした特別募集を実施した。連携募集で7名、特別募集で14名、合わせて21名が入学した。

令和2年4月入学者については、神奈川県内の中学校に在籍する生徒を対象に、14校においてインクルーシブ教育実践推進校特別募集を実施。募集定員は各校21名。

(イ) 中高連携事業

志願対象となる中学生が高校での学習や生活について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、これまでの連携募集の成果を生かして、学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会を実施している。

(ウ) 相互理解を深める教育活動

各インクルーシブ教育実践推進校のすべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動を、毎年、各学校において実施している。

エ すべての県立高校におけるインクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向け、すべての県立高校におけるインクルーシブ教育を推進するため、平成28年度より「高等学校におけるインクルーシブ教育の推進に係る会議」を年1回開催している。神奈川のインクルーシブ教育の推進についての理解を深めるとともに、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）におけるこれまでの取り組みや、支援体制の充実に向けた県立高校の実践の成果等を共有できるようにしている。

オ 令和2年度 of 取り組み（予定）

(ア) 施設整備（予算額 95,792千円）

インクルーシブ教育実践推進校において、知的障がいのある生徒が、できるだけ同じ教室で授業を受けつつ、生徒の必要性に応じて学習を行えるように、リソースルーム等の施設や物品を整備する。

(イ) インクルーシブ教育実践推進校の教職員配置（人件費対応）

知的障がいのある生徒が入学することから、各校に、次の教職員を配置する。

- ・ インクルーシブ教育推進担当教員（指定校14校）
校内の支援体制を整備し、インクルーシブ教育を推進する。
- ・ 進路担当教員（パイロット校3校→指定校14校）
生徒の円滑な社会接続に向けた指導を行う。
- ・ 教科指導担当教員（パイロット校3校→指定校14校）
複数の教員による指導、少人数指導及び個別指導を行う。
- ・ インクルーシブ教育推進支援員（指定校14校）
教員と連携して、生徒の学習支援を行う。

(3) インクルーシブ教育の推進に係る理解の促進

ア インクルーシブ教育推進フォーラムの実施

(ア) 目的

本県のインクルーシブ教育の推進について、すべての県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

(イ) 実施状況

	テーマ	目的・対象地域	開催回数	参加者数	開催地
平成 26年度	共生社会の実現をめざして ～インクルーシブな 学校づくりに向けて～	理解・啓発を目的とする 全県対象	4回	690名	平塚市 藤沢市 横浜市 海老名市
平成 27年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～地域で育つ子ども・ 地域で生きる子ども～	理解・啓発を目的とする 全県対象	3回	727名	横浜市 (2回) 海老名市
平成 28年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～子どもを支える地域の ネットワークづくり～	理解・啓発を目的とする 全県対象	1回	1,008名	相模原市
		「みんなの教室」モデル 事業及びインクルーシブ 教育実践推進校（パイロ ット校）の各取組地域に おける開催	3回		茅ヶ崎市 南足柄市 厚木市
平成 29年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなで描く わたしたちの学校～	理解・啓発を目的とする 全県対象 (過去未開催の地域)	4回	850名	小田原市 横須賀市 伊勢原市 大和市
平成 30年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなでつくる 「わたしたちの学校」～	理解・啓発を目的とする 全県対象	2回	637名	海老名市 川崎市
令和 元年度	みんなでつくる インクルーシブな学校 ～共に考えること、 自分にできること～	理解・啓発を目的とする 全県対象 「みんなの教室」モデル 事業及びインクルーシブ 教育実践推進校（パイロ ット校）の各取組地域に おける開催 市町教育委員会との共催	4回	810名	南足柄市 厚木市 寒川町 相模原市

(ウ) 平成26年度から令和元年度までの成果

- ・ 6年間の継続的な実施により、ほぼ県全域で開催できた。
- ・ 平成30年度は、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）と「みんなの教室」モデル事業の取組みについて実践報告を行ったことで、県のインクルーシブ教育の取組みについての具体的な理解につながっている。
- ・ 令和元年度は、連携募集でパイロット校に入学し学んでいる生徒やその保護者の方が壇上で発表したり、講師を兼ねたコーディネーターと会場を交えたフリーディスカッションをしたりするなど、これまでにない取組みを実施することができた。
- ・ 参加者のうち県民の占める割合が増えており、インクルーシブ教育についての一定の理解が進み、学校教育の取組みだけでなく、自分が学校や地域で何ができるかを考える機会につながっている。

- ・ 特に、パネルディスカッションにおいては、回数を重ねるにしたがって、会場参加者から、自分たちの地域でインクルーシブ教育を進めていく上での具体的な課題等についての意見が出されるようになった。

イ リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」の活用

(ア) 目的等

- ・ 子ども・保護者をはじめ、すべての県民にインクルーシブ教育の推進について理解を深めていただくことを目的として作成した。
- ・ 平成27年度、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者、教職員に配付した。

(イ) 特徴

インクルーシブな学校について主体的に考えていただけるよう、平易な言葉を用いた対話型形式のリーフレットとした。

(ウ) 活用に向けた取組み

<教員対象の活用研修>

県内の公立小・中学校及び高等学校の教職員を対象に開催している。

<児童・生徒対象の研修会>

児童・生徒向けのインクルーシブ教育に関する研修を開催している。

<インクルーシブ教育推進フォーラムでの活用>

各フォーラムにおいて、リーフレットを用いた説明を実施している。

<点字版等の作成>

リーフレットをより多くの方にご活用いただくため、新たに点字版、音声版、総ルビ版、外国語版及び小学校低学年版等を作成し、ホームページに掲載している。

ウ 令和2年度取組み（予定）

インクルーシブ教育推進フォーラム（3回）を引き続き開催するとともに、教員対象の研修や児童・生徒対象の研修会等の場でリーフレット等を配付して、本県のインクルーシブ教育の推進について理解・啓発を図っていく。

(参考) インクルーシブ教育の推進の社会的背景・経緯

1 世界及び国内の動向

(1) 世界の動向

ア 「サラマンカ宣言」採択（平成6年）

障害のある子どもを含めた万人のための学校が提唱された。

イ 「障害者の権利に関する条約」国連採択（平成18年。日本は平成26年批准）

障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことが規定された。

(2) 国内の動向

ア 「障害者基本法」一部改正（平成23年）

可能な限り障害者である児童・生徒が、障害者でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないことが規定された。

イ 文部科学省中央教育審議会特別委員会報告（平成24年）

共生社会の形成に向けて、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備や、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要と報告された。

ウ 「学校教育法施行令」一部改正（平成25年）

特別支援学校への就学を原則とした就学先決定の仕組みから、児童・生徒の個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みに改正された。

エ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（平成28年）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された。

2 本県の動向

(1) これまでの本県の教育

ア 共に学び共に育つ教育（昭和59年 県総合福祉政策委員会提言）

地域社会における、共に学び共に育つ環境づくりを推進してきた。

イ 支援教育（平成14年「これからの支援教育の在り方について（報告）」）

すべての子どもたちの自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉えそれぞれに適切に対応する「支援教育」を推進してきた。

ウ 共に育ち合う教育（平成19年「かながわ教育ビジョン」策定）

子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで立場を超えて理解し合い学び合える、誰をも包み込むインクルージョン教育を推進してきた。

(2) インクルーシブ教育の推進（平成27年 教育ビジョン一部改定）

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小・中学校から高校までの連続性のある多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進していく。